

ごみに関するQ&A

令和6年2月

光市 環境事業課

第1回ごみ減量等推進委員会議でいただいた質問やご意見、日頃からよくある問い合わせについての資料です。今後のごみ分別等の参考にしてください。

容器・包装用プラスチック類

その他プラスチック類

問1) 容器・包装用プラスチック類はなぜ分別が必要

答：家庭から出されるごみのうち、ごみ容積の約60%を占める「容器・包装用プラスチック類」を再商品化できるよう、消費者は「分別排出」、市町村は「分別収集・選別保管」、容器の製造事業者や容器包装を用いて中身の商品を販売する事業者は「再商品化」という、3者の役割分担を決め、3者が一体となって容器包装廃棄物の削減に取り組むことを義務づけた「容器包装リサイクル法」により実施しています。

問2) 容器・包装用プラスチック類とその他プラスチック類の分別について

答：材質は同じプラスチックやビニールであっても、商品を含んでいたものか、商品そのものであるかによって「容器・包装用プラスチック類」・「その他プラスチック類」に分かれます。材質によって分別が変わるのではなく、商品を入れたり包装するものであるか、商品そのものであるかによって分別が決まります。基本的には、右の「プラマーク」がついているものが「容器・包装用プラスチック類」となりますので、マークを目印に分別してください。



問3) 同じプラスチックなのに、分別が異なる理由

答：「容器・包装用プラスチック類」は、法律で容器や包装材を利用・製造する事業者が、再資源化する費用を負担する仕組みになっています。

また、「容器・包装用プラスチック類」は、分別の適正率に応じて日本容器包装リサイクル協会から交付金が入るため、分別精度が上がるほど処理経費が抑えられます。一方、「その他プラスチック類」は、処理経費を市が全額負担することとなります。

問4) 容器・包装用プラスチック類は、どこまできれいにすれば良いのか。

答：水で軽く洗っていただき、食品残渣を取り除いていただければ十分です。

食油の入った容器も洗剤を使って洗う（油を完全に除去する）必要はありません。

水でゆすいで、容器を逆さにしても水滴が落ちない程度に乾かしてから出してください。

問5) 汚れが落ちない容器・包装用プラスチック類は可燃ごみで出して良いのか。

答：「容器・包装用プラスチック類」はリサイクルが原則ですが、汚れが簡単に落ちない「容器・包装用プラスチック類」は、「可燃ごみ」で出すことが出来るように緩和されました。

問6) 惣菜のラップなどに貼ってある紙製のシールははがさないといけないのか。

答：はがす必要はありませんので、そのまま出してください。

問7) プラスチック製のストローやスプーン、歯ブラシなど、その他プラスチック類を可燃ごみで出せるようにしてほしい。

答：現在の分別ルールでは、「可燃ごみ」で出すことのできるプラスチックやビニールは、汚れが落ちない「容器・包装用プラスチック類」のみとなっています。再生・再利用できるものは再資源化し、焼却灰を減量して、埋立処分場の延命化のためにも分別へのご協力をお願いします。

金属類

問8) プラスチックと金属が一緒になっている場合の分別方法について

答：金属とプラスチックの複合製品の場合、可能な範囲で分別していただき、特殊な工具が必要等で分別ができない場合は、金属の占める割合に関係なく、「金属類」として出してください。なお、電源や電池、バッテリーを使用した複合製品は、電池やバッテリーは取り除いて「小型家電製品」としてそのまま出してください。

問9) 傘の分別方法について

答：傘の布やビニール部分だけ取り除き、「金属類」として出してください。
取り除いたものがビニール製であれば「その他プラスチック類」、布製であれば「可燃ごみ」として出してください。

問10) 金属製の物干し竿も、1m以内に切らないと回収してもらえないのか。

答：物干し竿など切ることが難しいごみは、切る必要はありません。「不要」と書いた紙を貼って、「金属類」で出してください。

問11) 使い切っていないカセットガスボンベやスプレー缶は、どのようにすれば良いのか。

答：中身を使い切り、穴を開けて「金属類」として出すことが原則ですが、中身を使い切らない状態で穴を開けることは大変危険です。ガス抜きが上手くできない等がありましたら、環境事業課へお持ちください。

びん・缶類

ペットボトル

問12) びんや缶に貼ってある紙製のシールは、はがさないと回収してもらえないのか。

答：はがす必要はありませんので、そのまま出してください。

問13) びんと缶、アルミ缶とスチール缶を分けずに出して良いのか。

答：びん・アルミ缶・スチール缶は、同じ緑色の指定袋と一緒にに入れて出してください。びんと缶を一緒にの袋に入れることにより、缶が緩衝材となってびんが割れるのを防止する働きがあります。処理施設ではアルミ缶とスチール缶を磁石で選別できますので、分ける必要はありません。

問14) 調味料などの入ったびんに残るプラスチック部分ははずさないといけないのか。

答：はずせる場合は、キャップと同様に「容器・包装用プラスチック類」で出してください。はずすことが難しい場合は、取りはずす必要はありません。

問15) ペットボトルの分別について

答：中身を使い切って、キャップとラベルを取りはずして汚れを軽く水でゆすぎ、出してください。
ペットボトルに残ってしまうプラスチック製のリング状のものは、取りはずす必要はありません。
なお、リサイクルマークのないもの、色付きのもの、マジックや絵の具で汚されているもの、切ったものは「その他プラスチック類」で出してください。

問16) ペットボトルや缶はつぶして出しては駄目なのか。

答：つぶして出されたとしても回収はします。しかし、処理の都合上、つぶれていない方がベール（プレスして塊にする）にしやすいため、可能な限りつぶさずに出してください。

古紙・古布類

問 17) 牛乳パックの分別はどうしたら良いのか。

答：「古紙・古布類」として、雑誌やパンフレットと一緒にひもでしばって出すか、スーパーなどの店頭回収をご利用ください。

問 18) 古紙・古布類は、紙袋やビニール袋に入れて出しても良いのか。

答：「古紙・古布類」は、ビニール袋に入れて出さないでください。
種類別にひも（ビニールひも可）で十文字にしっかりしばって出してください。
ただし、雑がみは、紙袋やダンボールに入れて出すことができます。

可燃ごみ

問 19) 台所のごみは水分が多いので、レジ袋やビニール袋に入れ、それを指定のごみ袋に入れて出すのはいけないのか。

答：生ごみを出す際に、レジ袋やビニール袋に入れて出さないようにしてください。
生ごみは、十分に水切りをした後、新聞などの紙に包むか、紙製の水切りネットや水切り袋を使用して指定袋に入れるようお願いします。

問 20) 指定袋以外のダンボールや紙袋で出しても良いのか。

答：指定袋以外で出された「可燃ごみ」は回収しません。必ず専用の指定袋をご使用ください。
ただし、多量の落ち葉や草は、不要な紙袋か可燃ごみ指定袋に入れて「可燃粗大ごみ」で出すことができます。

粗大ごみ

問 21) ソファや座椅子が分解できず、家に置きっ放しになっていて困っている。

答：市では、家庭で不要となったタンスやソファ、ベッドなどで、分解や運搬が困難な場合に、有料（大きさ等により 1 点あたり 300～1,000 円）でご自宅まで粗大ごみ等を引き取りに行く「ふれあい訪問収集」を行っています。
詳細については、光市ごみ分別事典（P. 14）でご確認いただくか、環境事業課にお問い合わせください。

問 22) 直接環境事業課へタンスなどを持って行くと無償なのか。

答：環境事業課でのタンスなどの引き取りは行っていません。
ごみ処理施設に自己搬入することは可能ですが、搬入できる大きさに分解していただき、重さに応じて手数料がかかります。詳細については、光市ごみ分別事典（P. 14）でご確認いただくか、環境事業課にお問い合わせください。

その他のごみ

問 23) ごみ袋に入らない大きさの不燃ごみの出し方について

答：衣装ケースや自転車など、指定袋に入らない大きさの不燃ごみは、「不要」と書いた紙を貼って出してください。

問 24) 水銀の使われている体温計・温度計の処分の仕方について

答：現在、薬局や販売店で引き取りは困難なため、環境事業課へお持ちください。

その他

問 25) 「ごみ収集カレンダー」や「ごみ分別事典」の配布場所について

答：光市に転入された方のために、転入届を行う窓口等（市役所市民課・大和支所住民福祉課・各出張所・あいぱーくの窓口）で「ごみ収集カレンダー」及び「ごみ分別事典」を配布しています。また、スマートフォン等で利用可能な「ごみ分別アプリ」等を配信しています。

問 26) ごみの分別を簡単にしてほしい。

答：資源の枯渇が叫ばれている今日、再生・再利用できるものを再資源化すると共に、埋立ごみを減量して、現在の埋立処分場を少しでも長く利用するために、ごみの適正処理にご理解をいただき、ごみの減量化、分別収集、再資源化に皆さまのご協力をお願いします。

問 27) 違反シールが貼られていた場合

答：本来ごみを出された方が再度分別等をされるのが原則ですが、排出者が分からない場合は適正な処理を行った後、ごみ袋のシールに収集漏れを防ぐため、できれば処理済みや×印の記載等をして次回の収集日に出してください。また、テレビやタイヤなど処理が困難で排出者が不明な場合は、自治会長等の申請に基づき、環境事業課が回収・処理をします。

問 28) 市で収集しないごみはどのようなごみか。

答：パソコンや家電 4 品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）、産業廃棄物、石や砂などの自然物、引っ越し等で一時的に出る多量ごみ、リサイクルセンター「えこぱーく」で処理できない適正処理困難ごみについては、市では収集しません。

詳細については、光市ごみ分別事典（P. 12・13）でご確認いただくか、環境事業課にお問い合わせください。

問 29) 私の地区の可燃ごみは当日の朝、8 時 30 分までにごみ集積所に出すように決められているが、午後に収集車が来るので、その時に出しても問題ないのではないか。

答：ごみ収集のルールとして、光地域は午前 8 時 30 分までに、大和地域は午前 7 時 30 分までに出すようになっています。収集が午後になる地区がありますが、道路の状況やごみの量等によっては午前中に収集する場合もありますので、必ず決められた時間までにごみを出していただきますようお願いいたします。



光市役所 環境市民部 環境事業課

電話番号① 0833-72-1470

② 0833-72-1471

FAX番号 0833-72-1007

メール kankyoujigyou@city.hikari.lg.jp